

●制度概要

- ・ 特定生産緑地に指定すると、指定後 30 年を経過する生産緑地について、これまで適用されていた税制優遇を受けながら農業を継続することができます。
- ・ 特定生産緑地は、10 年毎に指定を延長するか判断することができます。

●特定生産緑地に「指定する場合」と「指定しない場合」

選択

	営農義務 建築制限	買取り申出 ができるとき	固定資産税 都市計画税 の優遇	相続税 (納税猶予) の優遇
現在の生産緑地	有	・ 生産緑地の指定から 30 年経過後 ・ 主たる従事者が死亡 又は故障したとき	○	○
特定生産緑地に 指定する生産緑地	有	・ 特定生産緑地の法的 効力が生じた時点から 10 年経過後 ・ 主たる従事者が死亡 又は故障したとき	○	○
特定生産緑地に 指定しない生産緑地	有 ※3	・ いつでも可能	× ※1	× ※2

※1 段階的に5年間で、宅地並み課税の農地にもどります。

※2 現在受けている納税猶予は継続されます。新たな納税猶予は受けられません。

※3 特定生産緑地に指定しない場合であっても、
生産緑地を解除するには買取り申出の手続きが必要となります。

●受付期間

生産緑地の指定年月日	特定生産緑地の指定申請の受付期間
平成4年（11月30日）	令和元年（2019年）10月1日～令和4年（2022年）3月末
平成5年（12月6日）	令和元年（2019年）10月1日～令和5年（2023年）3月末
平成6年（12月9日）	令和元年（2019年）10月1日～令和6年（2024年）3月末

- ・ 必ず、受付期間内に特定生産緑地に指定するかどうか決定してください。
- ・ 特定生産緑地の指定を希望する場合、希望しない場合、どちらの場合についても、9月中に送付する指定希望に関する様式を提出いただく必要があります。
- ・ なお、指定を希望する場合は、所有者・農地等利害関係人（抵当権者や小作権者等の権利者）全員の同意が必要です。（税務署の同意は市が取得します。）
- ・ 特定生産緑地の指定申請の受付期間を過ぎてしまうと、今後、特定生産緑地に指定できません。
- ・ 農地等として適正管理できていない生産緑地は、特定生産緑地に指定できません。